



2022年5月23日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 野 将 之  
(コード番号：8123 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 統 括 本 部 長  
有 田 二 郎  
電 話 03-3352-7110

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改訂規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第14条(条文省略)  (新設)	第1条～第14条(現行どおり)  <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち</u> <u>法務省令で定めるものの全部または一部につ</u> <u>いて、議決権の基準日までに書面交付請求をし</u> <u>た株主に対して交付する書面に記載すること</u> <u>を要しないものとする。</u>

<p><u>第 15 条～第 39 条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p><u>第 16 条～第 40 条</u> (現行どおり) (附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第 1 条 定款第 15 条</u> (電子提供措置等) の規定 は、<u>会社法の一部を</u> <u>改正する法律</u> (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日で ある 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとす る。 ②本附則は、施行日から 6 か月を経過した日後に これを削除する。</p>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 28 日 (予定)  
定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

以上